

魚沼市ふるさと「結」寄附金返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、当市を応援していただいた寄附者に対して、当市の魅力を発信するとともに地元特産品等のPR、販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図ることを目的に、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）をこの要領に基づき募集します。

2. 募集要件

提供事業者及び返礼品については、次の要件に全て適合するものとします。

(1) 提供事業者

- ア 市内に事業所（本社・支社・工場）がある法人、団体又は個人事業者であること。
- イ 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- ウ 当市の課税台帳に登録があり、かつ市税等の滞納がないこと。
- エ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- オ 個人情報取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する苦情等に的確に対応できること。

(2) 返礼品

- ア 当市の魅力を発信できる商品・体験・サービス等であること。
- イ 市内で生産・製造・加工・体験・サービスの提供がされているもの。
- ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節商材等は提供可能期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- エ 食品衛生法、食品表示法等関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- オ 飲食物については、出荷日から4日間以上の賞味期限が保証されるものとする。
- カ 総務省通知（平成29年4月1日付け総税市第28号）により、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しないこと。
- キ 登録できる返礼品数は、体験・サービス以外の生産・製造・加工品は提供事業者1社につき、30品までとする。ただし、各ポータルサイトで同じ商品とする。
- ク 他社の同品種と、商品名、パッケージ、栽培の経過、品質などの特徴により差別化ができていない。

(3) 返礼品の価格設定

返礼品の価格に応じて、以下の計算式により寄附金額を算出します。なお、計算結果に係わらず、寄附金額は最低5,000円以上とします。

計算式：返礼品価格÷0.3×1.2（千円未満切り上げ）＝寄附金額

例1) 返礼品価格3,000円の場合 3,000円÷0.3×1.2＝12,000円

例2) 返礼品価格2,000円の場合 2,000円÷0.3×1.2≒8,000円（千円未満切り上げ）

例3) 返礼品価格1,000円の場合 1,000円÷0.3×1.2≒5,000円（最低5,000円以上）

※返礼品の価格には送料を除く、商品、サービス代、消費税及び地方消費税、梱包代等の全てが含まれます。

※返礼品不良による不良品回収費、再送品代金、再送料等は提供事業者負担となります。

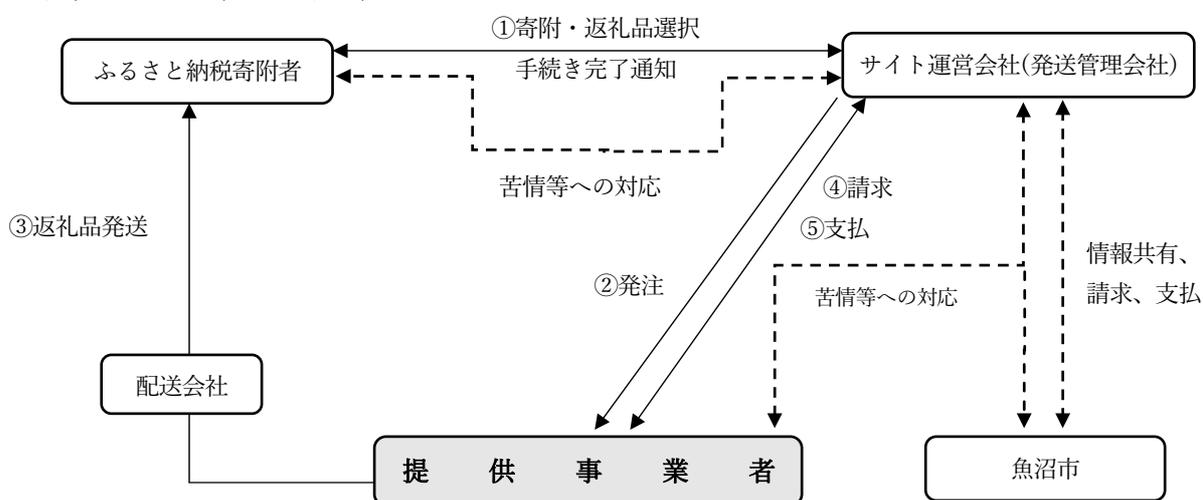
3. 提供事業者のメリット

- (1) 魚沼市で作成する返礼品カタログ及びふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の画像・品名・提供事業者名を掲載し、市ホームページから同ポータルサイトへのリンクを貼ります。
- (2) 上記(1)に係る費用及び返礼品送料は市が負担するほか、返礼品カタログは市外に配布をすることから、提供事業者の宣伝や広告宣伝費の抑制にもつながります。
- (3) 返礼品発送の際に、提供事業者の商品カタログやチラシ等を同梱しPRできます。
- (4) 「うおぬまブランド推奨品」及び「魚沼プレミアム認定品」には、返礼品カタログ及び上記ポータルサイトにマークを表示し、PRします。

4. 返礼品の発送管理等委託事業者

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、寄附者情報の適正管理、苦情対応に万全を期す必要があることから、専門事業者に発送管理等を委託しています。(以下「委託事業者」という。)

<事業イメージ(サイト利用)>



5. 応募方法等

- (1) 提出書類(様式は市ホームページからもダウンロードできます。)

以下のとおり書類を郵送又は直接提出していただきます。

- ・新たに提供事業者として申し込む場合は、「ア」、「イ」、「ウ」の書類を提出。
- ・商品のみを追加、変更したい場合は、「イ」及び「ウ」の書類を提出。
 - ア. 提供事業者申込書(別紙1)
 - イ. 提供返礼品申込書(別紙2)
 - ウ. 地場産品基準適合調査票(別紙3)

- (2) 応募期間

随時受付します。ただし、総務省の新規返礼品の確認申請受付期間外の申込については、次期受付期間まで、返礼品登録をお待ちいただく場合があります。

※返礼品カタログに掲載希望の場合は、12月末までに返礼品登録が完了したものを、翌年度のカatalog掲載の対象とします。

また、返礼品の内容によっては提供事業者と協議のうえ、ポータルサイトのみの掲載とする場合があります。

- (3) 提供事業者及び返礼品の登録期間

「2. 募集要件」を満たし、かつ返礼品として決定された内容に変更が生じない間とします。

6. 提供事業者及び返礼品の決定

市は、「2. 募集要件」に基づき、委託事業者とともに審査し、委託事業者の指定する関係書類を提出した後、委託事業者との契約締結を以って提供事業者及び返礼品として決定いたします。

7. その他の留意事項等

(1) 返礼品受注時に取得した個人情報、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

(ダイレクトメールの送付などの2次利用や第三者への漏洩は厳禁。) また、提供事業者でなくなった後も同様です。

ただし、寄附者から直接提供事業者への商品申込み等により入手した個人情報は対象外です。

(2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について市及び委託事業者へ報告してください。なお、品質等による補償や苦情対応については、市は一切の責任を負いません。

(3) 決定された返礼品を変更または廃止する場合は、1ヶ月前までに市及び委託事業者へ報告してください。

(4) 市は、提供事業者及び返礼品の「2. 募集要件」に定める事項、関係法令、地場産品基準等の遵守状況を確認するため、提供事業者に対し、提供事業者の納税状況や品質管理等の状況について報告を求め、又は調査を行うことがあります。提供事業者は、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

(5) 提供事業者は、提供事業者及び返礼品が関係法令及び地場産品基準を遵守していることを証明する書類を整備し、保存する義務を有します。

(6) 提供事業者及び返礼品が、「2. 募集要件」に定める事項に適合しなくなったと認める場合は、その決定を取り消すことがあります。

(7) 産地偽装等、提供事業者及び返礼品が関係法令又は地場産品基準に違反する等、提供事業者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じた場合、市はその損害の賠償を当該提供事業者に請求する場合があります。

(8) 返礼品カタログ及びポータルサイト等における掲載方法は市への一任となります。

(9) 酒類の販売について委託事業者と酒類販売を行う事業者の間には「酒類の委託販売」関係が成立し、両者が「酒類販売免許」を所有する必要があります。また、委託事業者に酒類を卸して販売する形となるため、返礼品とするには「卸売業免許」が必要となります。

8. 応募・問合せ先

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地

魚沼市 総務政策部 地域創生課 ふるさと納税担当

(TEL) 792-9752 (FAX) 792-9500 (E-mail) chiiki@city.uonuma.lg.jp

魚沼産コシヒカリに係る寄附区分の取扱いについて

お礼の品の返礼品では、多くの提供事業者から魚沼産コシヒカリの提供がありますが、過度な競争を避けるため、下記のとおり取り扱います。

① 魚沼産コシヒカリ精米（無洗米含む） 1kg 当たり 500 円を最低の価格とする。

寄附区分	上限重量	お礼の品代（参考）
5,000 円	2.5kg	1,250 円
6,000 円	3kg	1,500 円
10,000 円	5kg	2,500 円
12,000 円	6kg	3,000 円
15,000 円	7.5kg	3,750 円
18,000 円	9kg	4,500 円
20,000 円	10kg	5,000 円
24,000 円	12kg	6,000 円
25,000 円	12.5kg	6,250 円
30,000 円	15kg	7,500 円
⋮	⋮	⋮
50,000 円	25kg	12,500 円
60,000 円	30kg	15,000 円

② 魚沼産コシヒカリ玄米 1kg 当たり 450 円を最低の価格とする。

寄附区分	上限重量	お礼の品代（参考）
5,000 円	2.7kg	1,215 円
6,000 円	3.3kg	1,485 円
10,000 円	5.5kg	2,475 円
12,000 円	6.6kg	2,970 円
15,000 円	8.3kg	3,735 円
18,000 円	10kg	4,500 円
20,000 円	11.1kg	4,995 円
24,000 円	13.3kg	5,985 円
25,000 円	13.8kg	6,210 円
30,000 円	16.6kg	7,470 円
⋮	⋮	⋮
50,000 円	27.7kg	12,465 円
60,000 円	33.3kg	14,985 円

※上記の表は参考例であり、記載の重量以外での出品も可能です。